

(専門実践教育訓練を受講し、
教育訓練給付金を受ける方

正しく受給するために必ずお読みください。

教育訓練給付金の受給資格者のしおり

教育訓練給付金 受給資格決定年月日	令和 年 月 日	基本手当の認定日 (型一曜日)
教育訓練支援給付金 受給資格決定年月日	令和 年 月 日	型
名 前		曜日

受講する専門実践教育訓練	
受講開始日	令和 年 月 日
修了予定日	令和 年 月 日

○ あなたの最初の専門実践教育訓練給付金の支給申請期間は次の期間です

最初の申請期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
---------	---------------------

※ 支給申請に必要なものは、次の頁を確認してください P15

- 教育訓練給付金(第101条の2の7第4号関係)支給申請書(様式第33号の2の5)
- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証
- 受講証明書
- 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書
- 筆記用具
- その他()

○ あなたの最初の教育訓練支援給付金の認定日は次のとおりです

最初の認定日	令和 年 月 日
--------	----------

※ 認定日に必要なものは、次の頁を確認してください P29

- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証
- 教育訓練支援給付金受講証明書(様式第33号2の9)
- 筆記用具
- その他()

※ 内容について不明な点がございましたら、お気軽に職員にお問い合わせください。

※ 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

ハローワーク(公共職業安定所) 佐賀労働局職業安定部職業安定課



LL071001保00佐

中長期的なキャリア形成のために

雇用保険制度は、次の4つを大きな目的としています。

- ①働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援すること。
- ②定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。
- ③ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。
- ④働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

この「しおり」では、「ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。」という③の目的のための給付（教育訓練給付金、教育訓練支援給付金）を中心に説明します。

雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの職員にお問い合わせください。

雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

目次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください	1
---------------------	---

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給手続きのながれ	2
1 専門実践教育訓練給付金を受けることができる人は？	3
2 修了の見込みとは？	3
3 教育訓練給付金の受給資格者証の見方	4
4 専門実践教育訓練給付金を受けられる時期は？	5
5 専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は？	7
6 専門実践教育訓練給付金の支給額は？	7
7 スタートは専門実践教育訓練給付金の受給資格確認	10
8 具体的に支給申請書を提出する時期は？	11
9 やむをえない理由で修了後1年以内に就職出来ないときは？	14
10 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係） 支給申請書の書き方（6か月ごとの支給申請）	15
11 教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係） 支給申請書の書き方（資格取得等した後の支給申請）	17
12 教育訓練給付金（第101条の2の7第6号関係） 支給申請書の書き方（賃金上昇した後の支給申請）	19
13 専門実践教育訓練給付金の支払いについて	21

教育訓練支援給付金の支給について

教育訓練支援給付金の受給手続きのながれ	22
14 教育訓練支援給付金の給付を受けることができる人は？	23
15 失業の状態とは？	23
16 教育訓練支援給付金の受給資格者証の見方	25
17 教育訓練支援給付金の日額は？	26

18	教育訓練支援給付金の支給を受けることができる期間	27
19	スタートは教育訓練支援給付金の申し込み	27
20	受講開始日からの「待期(たいき)」	27
21	支給が始まるのはいつ?	28
22	支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら?	28
23	教育訓練支援給付金の失業の認定とは?	28
24	教育訓練支援給付金受講証明書の書き方	29
25	専門実践教育訓練の受講状況とは?	34
26	出席率はどのように計算する?	34
27	基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません	35
28	教育訓練支援給付金の支払いについて	35
29	認定日にハローワークに来所しなかったときは?	36
30	やむをえない理由で認定日に来所できないときは?	37
31	就職または事業を開始することが決まったときは?	38
32	就職した後に、再び離職したときは?	38

共通事項・その他

33	氏名や住所、電話番号を変更するときは?	39
34	受給資格者本人が受給中に亡くなったときは?	39

専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給について

35	専門実践教育訓練給付金と教育訓練支援給付金は正しく受給しましょう	39
36	処分に不服があるときは?	41

(別添)

主な手続き一覧

各種証明書(別紙1~別紙4)

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書(申告様式1)

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、「**教育訓練給付金の受給資格者証**」をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、スマートフォンやパソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

また、ハローワークの職業相談窓口では、ご希望の求人条件に合致する求人情報の提供なども行っています。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイスのほか、求人内容に関するご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件がご希望と合わない場合、会社との調整を行います。調整の結果、必ずしも求人条件が変更、緩和されない場合もありますが、まずは窓口でご相談ください。

仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探いをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問い合わせください。

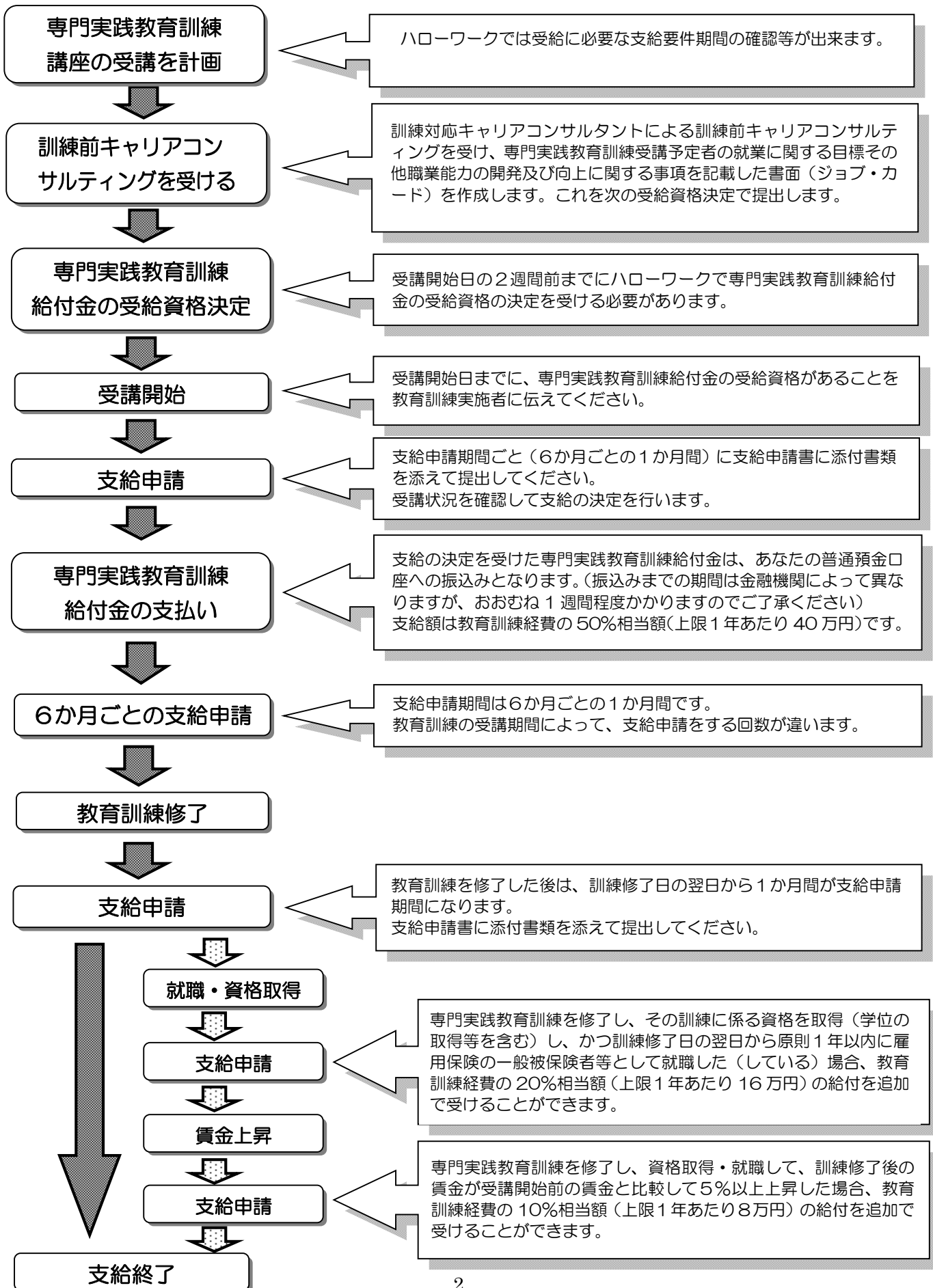
その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給手続きのながれ (※)

(※給付金の名称は、以下「専門実践教育訓練給付金」とします。)



1 専門実践教育訓練給付金を受けることができる人は？

雇用保険では、働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援するため「**専門実践教育訓練給付金**」を支給します。

この専門実践教育訓練給付金は、**専門実践教育訓練講座を受けたら必ず支給を受けられるものではありません。**

専門実践教育訓練給付金を受給できるのは、ハローワーク等で所定の手続きを行ったうえで、**修了の見込みをもって受講している方と、修了した方のみ**です。

2 修了の見込みとは？

教育訓練実施者は各専門実践教育訓練講座について受講認定基準と教育訓練修了認定基準を規定しています。教育訓練修了認定基準は訓練ごとに異なりますので、ご自身が受講している教育訓練施設にお尋ねください。

専門実践教育訓練給付金の支給申請に際しては、**受講証明書**または**専門実践教育訓練修了証明書**が必要となります。

受講者の受講状況が、教育訓練修了認定基準を満たして修了する見込みがある場合に、指定教育訓練実施者が受講証明書を発行して修了の見込みを証明します。教育訓練修了認定基準を満たして専門実践教育訓練を修了した場合は、専門実践教育訓練修了証明書を発行します。

修了の見込みがない場合及び修了できなかった場合はこれらの証明書は発行されません。

3 教育訓練給付金の受給資格者証の見方

様式第33号の2の4（第101条の2の7第4号関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証

（第1面）

1. 被 保 険 者 番 号 1		2. 氏 名 2	
3. 性 別	4. 受 講 開 始 時 年 齢	5. 生 年 月 日 5	6. 離 職 又 は 在 職 の 別 の 表 示
7. 住 所 又 は 居 所			
8. 支 払 方 法 （記号（口座）番号—金融機関名—支店名） 8			
9. 支 給 番 号 9		10. 離 職 時 賃 金 日 額 10	11. 支 給 日 額 11
12. 指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 12		13. 教 育 訓 練 施 設 の 名 称 13	
14. 教 育 訓 練 講 座 名 14			
15. 指 定 番 号 15	16. 実 施 方 法 16	17. 訓 練 期 間 17	
18. 受 給 資 格 確 認 年 月 日	19. 受 講 開 始 日 19	20. 受 講 修 了 予 定 日 20	
21. 登 録 資 格 21			
22. 登 録 訓 練 経 費 22			

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

1	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
2	氏名	名前の読み方が間違っていないですか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みが出来ませんのでご注意ください）
5	生年月日	1桁目の「3」は「昭和」、4は「平成」を表します。「—」の右側の数字6桁は年月日を表します。
8	支払方法	あなたが指定した金融機関名、支店名、口座番号です。
12	指定教育訓練実施者名	あなたが受講する教育訓練を実施する機関等の名称です。
13	教育訓練施設の名称	あなたが受講する教育訓練施設の名称です。
14	教育訓練講座名	あなたが受講する教育訓練講座の名称です。
15	指定番号	あなたが受講する教育訓練講座が、専門実践教育訓練として指定される際に付与された番号です。
16	実施方法	あなたが教育訓練を受ける方法です。
17	訓練期間	あなたが受ける教育訓練の期間です。

19	受講開始日	あなたが教育訓練の受講を開始する日です。
20	受講修了予定日	あなたが教育訓練の受講を修了する予定の日です。
21	登録資格	あなたが受講する教育訓練において取得を目標としている資格等の名称です。
22	登録訓練経費	あなたが受講する教育訓練を受講すると通常かかる教育訓練経費です。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりしないでください。また紛失した場合には、すぐハローワークへ届け出てください。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は支給終了後も大切に保管してください。

4 専門実践教育訓練給付金を受けられる時期は？

1 専門実践教育訓練給付金は、「支給単位期間」ごとに支給申請をします。

受講開始日から起算した6か月ごとの期間（受講を修了するときは、受講修了日までの期間。これら各期間を支給単位期間といいます。）について支給します。

教育訓練が修了するまで、支給申請はこの支給単位期間ごとに行います。

※ 支給単位期間の途中で当初講座を修了することが予定されていた期間に修了できる見込みがなくなった場合（成績不十分、休学等）は、その支給単位期間以降は支給を受けることができません。

2 専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者（※）として雇用された場合

1の支給終了後もしくは最後の1の支給申請時に、2の条件を満たした場合には、1とは別に支給申請をします。これにより追加の支給を受けることができます。

「受講した専門実践教育訓練が目標としている資格取得等」とは、訓練受講開始日に予定されていた最初の試験で資格取得等することをいいます。

このため、例えば試験の準備が足りなかったため受験等しなかった場合及び受験等の時期をずらした場合並びに受験等したものの資格取得等ができなかった場合は受給出来ません。

※ 一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このしおりにおいて同じです。

3 2に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合（★）（令和6年10月1日以降に受講を開始する方のみ）

2の支給を受け、さらに3の条件を満たした場合には、2とは別に支給申請をします。これによりさらに追加の支給を受けることができます。

★受講開始前と訓練修了後の賃金の比較★

【受講開始前の賃金】

受講開始日時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額（※1）・・・①

受講開始日時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額（※1）に相当する額・・・②

【訓練修了後の賃金】

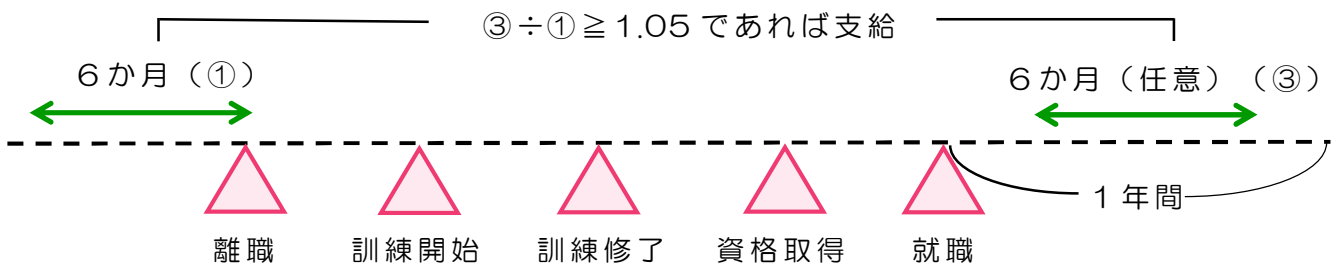
専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る取得、かつ、就職した日（※2）から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月（※3）の賃金を基礎とするみなし賃金日額

※1 原則、離職直前の6か月間（各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする）に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

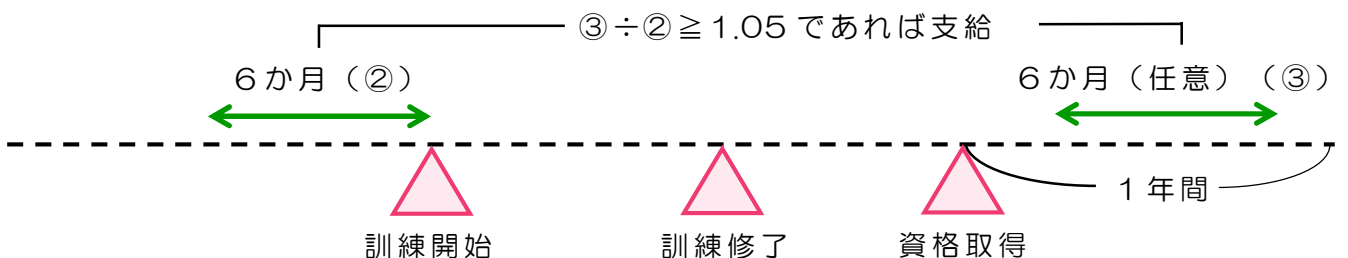
※2 訓練修了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。ここでいう資格取得日について、業務独占資格等であって、資格試験合格後に名簿登録や免許取得等を必要とする資格については、名簿登録日や免許取得日等を資格取得日とします。

※3 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

<受講開始日時点で離職している場合>



<受講開始日時点で在職中の場合>



- 受講開始日時点で離職している場合であって、適用対象期間（被保険者資格喪失日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間）の延長期間が2年を超える方については、支給対象外です。
- 受講開始日時点で離職している場合、訓練修了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練修了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

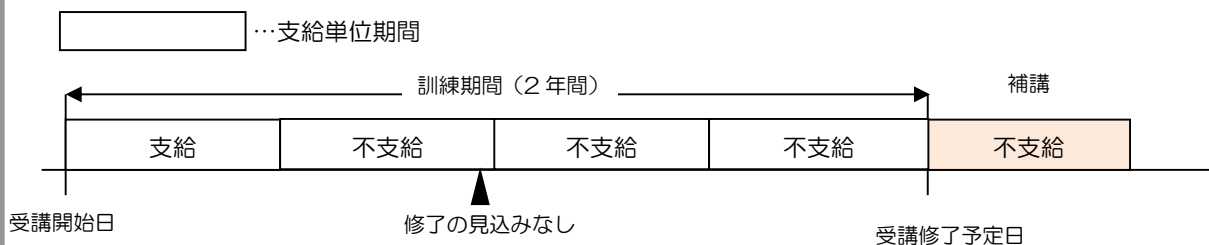
5 専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は？

専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は、**あなたが受講している専門実践教育訓練の訓練期間**です。

専門実践教育訓練はそれぞれ訓練期間が決まっています。専門実践教育訓練給付金は修了の見込みがない方には支給されない給付金であるため、この期間に修了することができなくなった場合は、あなたがその講座を修了していなくても、**修了の見込みがなくなった支給単位期間以降、専門実践教育訓練給付金は支給されなくなります。**

たとえば

訓練期間が2年間の専門実践教育訓練を受講していたが、成績不十分（※）のため1年目の期末に2年間で修了する見込みがなくなった場合。



2つ目の支給単位期間終了時において、訓練期間内に修了する見込みがないために受講証明書が発行されず、修了の見込みがなくなった2つ目の支給単位期間以降全て不支給になります。

補講を受講して修了したとしても、支給されることはありません。

※ 訓練期間内に修了の見込みがなくなった理由は問いません。

成績不十分のほか、途中でやめてしまったり、傷病等のため休学することとなったりした場合も以降の支給を受けることができません。

6 専門実践教育訓練給付金の支給額は？

- 1 専門実践教育訓練受講中及び受講修了直後において、6か月ごとに支給申請を行うとき
専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費（※1）の50%に相当する額です。ただし、連続する2支給単位期間ごとに上限額（※2）が設けられています。なお、教育訓練経費の50%に相当する額が4,000円を超えない場合は支給されません。
- 2 専門実践教育訓練修了後、その訓練が目標としている資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合
専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費（※1）の70%に相当する額です。ただし、連続する2支給単位期間ごとに上限額（※2）が設けられています。
なお、教育訓練経費の50%相当額は1で支給されているため、1と2の差額が支給されます。
- 3 2に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合（令和6年10月1日以降に受講を開始した方のみ）

専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費(※1)の80%に相当する額です。ただし、連続する2支給単位期間ごとに上限額(※2)が設けられています。

なお、教育訓練経費の70%相当額は1と2で支給されているため、1+2と3の差額が支給されます。

※1 教育訓練経費とは

- ① 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学料及び受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、教育訓練の補講費、教育訓練実施者が行う各種行事参加費用、学債などの将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等は含まれません。また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合であっても、その手当のうち入学料又は受講料に充てられる額については、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、受講者への還付金などについては、後日ハローワークで調査を行うことがあります。

- ② 各種割引制度が適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。
- ③ 教育訓練実施者、販売代理店、事業所などから教育訓練経費の一定額還付が予定される場合（現金だけでなくパソコンなどの無償提供等を含む。）は必ずその還付予定額を差し引いて申告してください。

※2 上限額

訓練期間が1年間までの場合の上限額は40万円（56万円）（※1）（64万円）（※2）

訓練期間が1年超2年間までの場合の上限額は80万円（112万円）（128万円）

訓練期間が2年超3年間までの場合の上限額は120万円（168万円）（192万円）

訓練期間が3年超4年間までの場合の上限額（※3）は160万円（224万円）（256万円）

※1 受講した専門実践教育訓練が目標としている資格の取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に支払われる額を加えた上限額。

※2 ※1に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合に支払われる額を加えた上限額（令和6年10月1日以降に受講を開始する方のみ）。

※3 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講する場合の上限額。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）または、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）は、訓練期間が2年超3年間までの場合の上限額。

支給額の例

訓練期間が2年間の教育訓練を受講。

教育訓練経費は入学金が30万円、受講料が6か月ごとに30万円の場合。

支給単位期間①	支給単位期間②	支給単位期間③	支給単位期間④
入学金 30万円	受講料 30万円	受講料 30万円	受講料 30万円
受講料 30万円			

1 専門実践教育訓練を受講中及び受講修了直後に、支給単位期間ごとに支給申請を行うとき

支給単位期間① … (入学金 30万円 + 受講料 30万円) × 50% → 30万円を支給

支給単位期間② … 受講料 30万円 × 50% → 10万円(※)を支給

支給単位期間③ … 受講料 30万円 × 50% → 15万円を支給

支給単位期間④ … 受講料 30万円 × 50% → 15万円を支給

各支給単位期間ごとに支給申請し、支給申請ごとに支給します。

(※) 支給単位期間②の支給額は？

受講料 30万円の50%は15万円ですが、支給単位期間①で30万円の支給を受けているので、支給単位期間②で15万円を支給すると連続する2支給単位期間ごとの上限額(40万円)を超えることとなります。

このため、支給単位期間②は上限額いっぱいの10万円が支給額になっています。

2 専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合

入学金と受講料の合計に70%を掛けた額(※)から1で支払った額を引いた額を支給します。

このため…

(入学金 30万円 + 受講料 30万円 × 4) × 70% → 105万円

1において既に支給した額の合計 70万円

105万円 - 70万円 = 35万円 これが2で支給される金額です。

※ ここに上限額があります(今回は上限額 112万円。)

なお、支給申請時に未納となっている入学金、受講料は教育訓練経費として認められません。支給申請の時に既に納められている額で支給額を計算します。

3 2に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合(令和6年10月1日以降に受講を開始する方のみ)

入学金と受講料の合計に80%を掛けた額(※)から1と2で支払った額を引いた額を支給します。

このため…

(入学料 30 万円+受講料 30 万円×4) ×80% → 120 万円

1 において既に支給した額の合計 70 万円

2 において既に支給した額の合計 35 万円

120 万円-70 万円-35 万円 = 15 万円 これが3で支給される金額です。

※ ここに上限額があります (今回は上限額 128 万円。)

なお、支給申請時に未納となっている入学料、受講料は教育訓練経費として認められません。支給申請の時に既に納められている額で支給額を計算します。

7 スタートは専門実践教育訓練給付金の受給資格確認

専門実践教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードを作成したあと(※1)、ハローワークへ『**教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**』(※2)と『**ジョブ・カード**』を提出します。

この手続きは、**受講開始日の2週間前まで**に行う必要があります。

(※1) ジョブ・カードは受講開始日前 1 年以内にキャリアコンサルティングを受けたものでなければなりません。

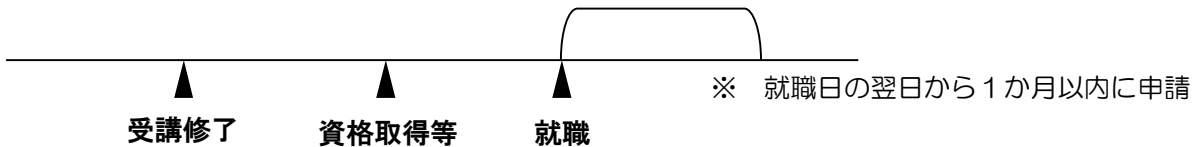
(※2) 教育訓練支援給付金 (P22 以降) を申請しない場合は、用紙の名称のうち「及び教育訓練支援給付金」を二重線で削除し、氏名を書く欄の「及び同附則第 27 条」と「及び教育訓練支援給付金」を削除してください。

2 専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合

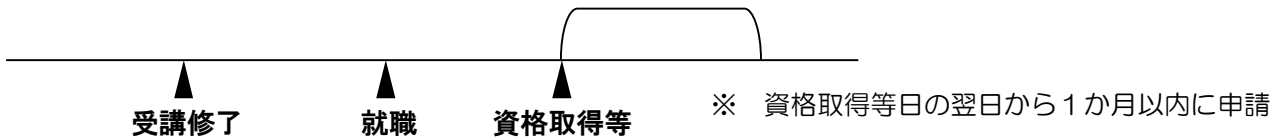
専門実践教育訓練の受講修了、資格取得等、被保険者としての就職は、その順番と時期によって支給申請する時期が決まります。

※ 以下のいずれの例も専門実践教育訓練を修了した日の翌日から1年以内に被保険者として就職しているものとします。また、受講開始時に資格取得を予定されていた時期に取得したものとします。

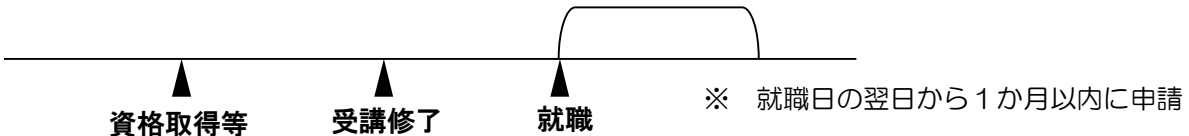
(1) 専門実践教育訓練の受講修了後資格取得等し、その後被保険者として就職した場合



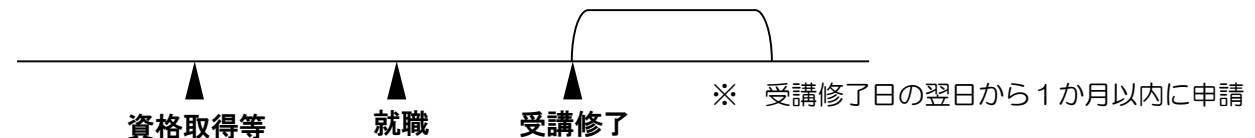
(2) 専門実践教育訓練の受講修了後被保険者として就職し、その後資格取得等した場合



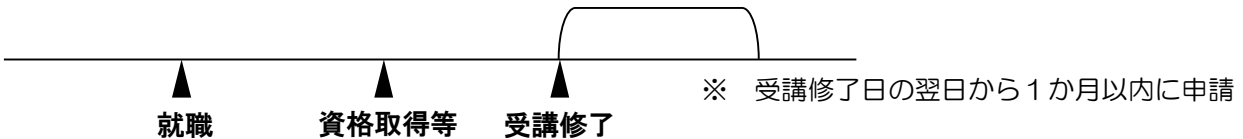
(3) 資格取得等した後で専門実践教育訓練を受講修了し、その後被保険者として就職した場合



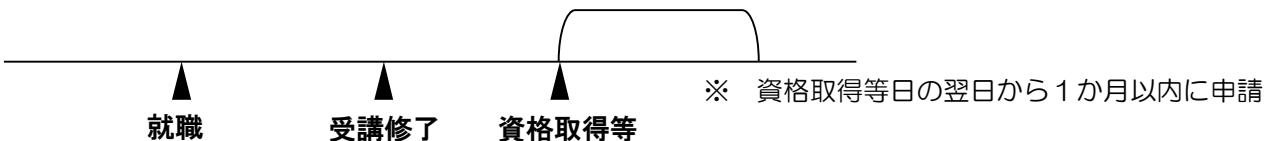
(4) 資格取得等した後で被保険者として就職し、その後専門実践教育訓練を修了した場合



(5) 被保険者として就職した後資格取得等し、その後専門実践教育訓練を修了した場合

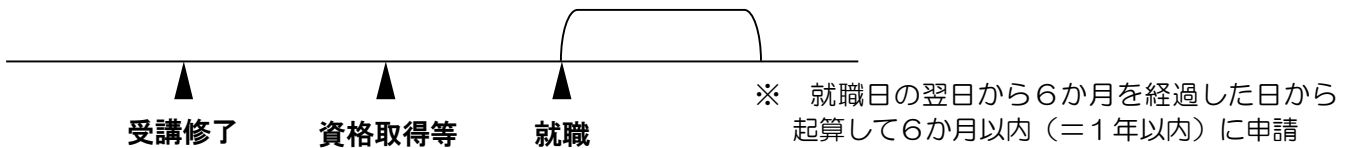


(6) 被保険者として就職した後専門実践教育訓練を修了し、その後資格取得等した場合

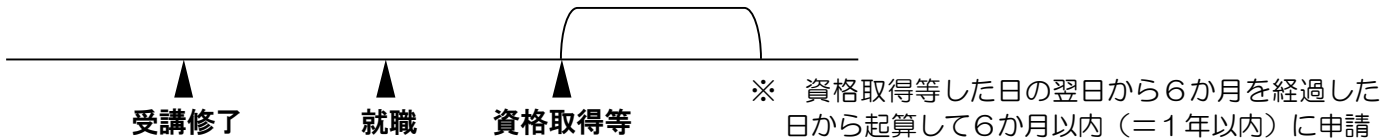


3 2に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合
(令和6年10月1日以降に受講を開始する方のみ)

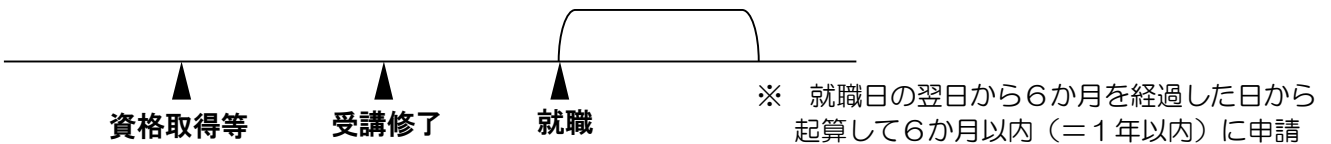
(1) 専門実践教育訓練の受講修了後資格取得等し、その後被保険者として就職した場合



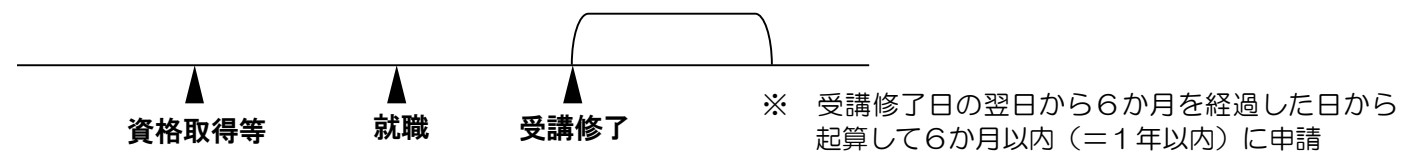
(2) 専門実践教育訓練の受講修了後被保険者として就職し、その後資格取得等した場合



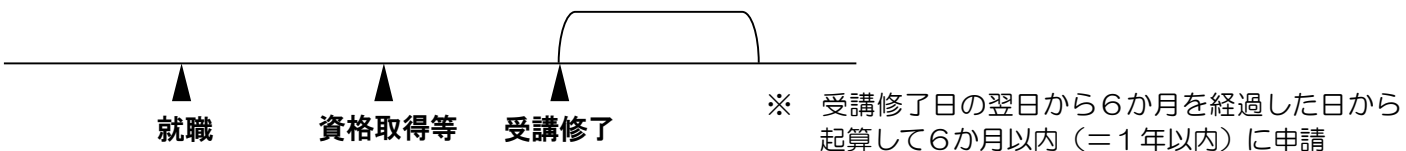
(3) 資格取得等した後で専門実践教育訓練を受講修了し、その後被保険者として就職した場合



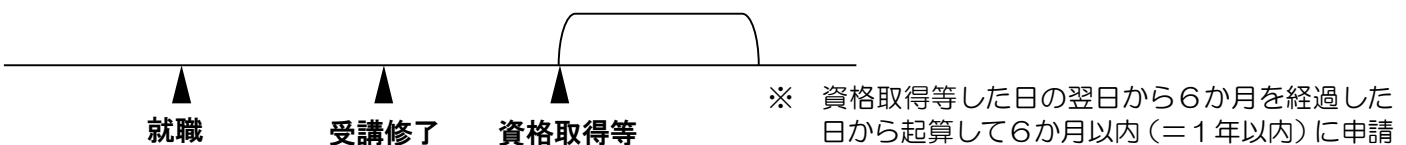
(4) 資格取得等した後で被保険者として就職し、その後専門実践教育訓練を修了した場合



(5) 被保険者として就職した後資格取得等し、その後専門実践教育訓練を修了した場合



(6) 被保険者として就職した後専門実践教育訓練を修了し、その後資格取得等した場合



9 やむをえない理由で修了後1年以内に就職出来ないときは？

専門実践教育訓練の修了後、資格取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として就職しなければ追加の給付は受けられませんが、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、受講修了から1年経過後一定の期間までに就職した場合でも支給を受けることができます。

なお、(1)、(2)の場合、支給申請をするときにその事実が証明できるものが必要になりますので、ハローワークへご相談ください。

(1) 受講者本人がインフルエンザ等の感染症に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

受講修了年度の次年度の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能。

専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

(2) 国会や裁判所等官公署への出頭など法令の定めがある事由があり、資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

受講修了年度の次年度の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能。

これは国会の参考人や裁判員等として出頭する場合にはやむをえないものとして緩和するものであり、逮捕勾留されている場合や裁判の当事者などは含めない。

専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

(3) 法科大学院を修了し、試験等を経て弁護士資格を得る場合

受講修了年度の翌年度の司法試験後に司法修習を開始した後、受講修了年度の翌々年度の司法修習生の考試を修了し、翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能

(4) 専門実践教育訓練を年度末間近に修了し、訓練開始当初に受験を予定された試験等が当該教育訓練修了の翌年度にあるため、翌々年度当初に就職する場合

10 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係） 支給申請書の書き方（6か月ごとの支給申請）

「教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書」について
支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっ
ての注意事項 専門実践教育訓練版」をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記
入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 受給者本人または代理人による来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の
場合は、申請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。
- 2 支給申請に来所する際には、①教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書
②教育訓練給付金受給資格者証 ③受講証明書（専門実践教育訓練を修了した場合は、教育訓練修
了証明書）④教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書（領収書発行後、教育訓練経
費の還付がされた（される）場合は、加えて返還金明細書）⑤教育訓練経費等確認書 ⑥マイナン
バーカード（受給資格確認の手続きの際に写真の提出を省略した場合）⑦専門実践教育訓練給付
最終受給時報告（最後の支給単位期間について申請する場合）をお持ちください。
- 3 社会保険労務士以外の代理提出の場合は、2に加えて⑧本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代
理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。
- 4 提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**

窓口での呼び出しについて

支給申請の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書
類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談
ください。

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙はそのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別
13504

1. 被保険者番号
 ① □□□□-□□□□□□□□□□ ① 教育訓練給付金の受給資格者証を確認してください

2. 受講開始年月日
 ② □□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和) ② 教育訓練給付金の受給資格者証と受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を確認してください
元号 年 月 日

3. 指定番号
 ③ □□□□□□□□-□□□□□□□□□□ ③ 教育訓練給付金の受給資格者証を確認して記載してください

教育訓練施設の名称

④ 教育訓練給付金の受給資格者証と受講証明書を確認して記載してください

④ 教育訓練講座名

4. 支給単位期間 (初日) (末日)
 ⑤ □□-□□□□□□□□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和) ⑤ 支給単位期間については P5の4を参照の上、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書も確認して記載してください
元号 年 月 日 月 日

5. 受講修了年月日
 ⑥ □□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和) ⑥ 受講を修了したときだけ、専門実践教育訓練修了証明書を確認して記載してください
元号 年 月 日

6. 4の期間に係る教育訓練経費
 ⑦ □□□□□□□□ ⑦ 領収書と受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を確認して記載してください。割引、還付、事業主からの補助等がある場合、これらを反映した額にしてください。
円

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称
 ⑧ (販売代理店等) (販売員) ⑧ 該当する場合のみ記載してください

雇用保険法施行規則第101条の2の12第5項の規定により、
 上記のとおり教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）の給付の支給を申請します。
 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名

◎支給申請書には、ありのままを記入しましょう。

記入方法

※ □で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。

※ ※印が付いた欄は記入しないでください。

※ ②、⑤、⑥に年月日を記載する場合

例えば、令和6年10月10日と記入する場合は次のように記載してください。

5-061010

※ ①、③、⑦に番号等を記載する場合

右詰で記入し、マスが余る場合は空欄にしてください。

※ ⑦6. 4の期間に係る教育訓練経費

割引、還付、事業主からの補助等があった場合又は将来ある場合、これを反映した額を記載してください。

11 教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係） 支給申請書の書き方（資格取得等した後の支給申請）

「教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）支給申請書」について
支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっ
ての注意事項 専門実践教育訓練版」をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記
入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 受給者本人または代理人による来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の
場合は、申請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。
- 2 支給申請に来所する際には、①教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）支給申請書
②教育訓練給付金受給資格者証 ③資格取得等を証明する書類（合格証、登録証、免許証、学位証
明書等）④教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書（全支給単位期間分。領収書
発行後、教育訓練経費の返還があった場合は加えて返還金明細書）⑤教育訓練経費等確認書 ⑥
マイナンバーカード（受給資格確認の手続きの際に写真の提出を省略した場合）⑦専門実践教育
訓練給付追加給付申請時報告 をお持ちください。
- 3 社会保険労務士以外の代理提出の場合は、2に加えて⑧本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代
理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。
- 4 提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。

12 教育訓練給付金（第 101 条の 2 の 7 第 6 号関係） 支給申請書の書き方（賃金上昇した後の支給申請）

「教育訓練給付金（第 101 条の 2 の 7 第 6 号関係）支給申請書」について
支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっ
ての注意事項 専門実践教育訓練版」をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記
入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 受給者本人または代理人による来所、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の場合は、申
請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。
- 2 支給申請に来所する際には、①教育訓練給付金（第 101 条の 2 の 7 第 6 号関係）支給申請書
②教育訓練給付金受給資格者証 ③受講開始前及び訓練修了後（雇用された後または資格取得後）
6か月間の賃金等（P6を参照）を確認するための書類（※） ④マイナンバーカード（受給資格確
認の手続きの際に写真の提出を省略した場合） ⑤専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告 ⑥
返還金明細書（領収書発行後、教育訓練経費の返還があった場合）をお持ちください。
※ ・賃金台帳または給与明細 ・出勤簿またはタイムカード の2点の提出が必要です。
ただし、受講開始前の賃金については、離職票の写しの提示等により、ハローワークにおい
て賃金が把握できる場合は提出を省略できます。
- 3 社会保険労務士以外の代理提出の場合は、2に加えて⑦本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代
理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。
- 4 提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。

教育訓練給付金（第101条の2の7第6号関係）支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別

1 0 5 0 8

① 1. 被保険者番号 ①～④ これまでの支給申請同様に記載してください

② 2. 受講開始年月日 ③ 3. 指定番号

④ 教育訓練施設の名称 教育訓練講座名

※公共職業安定所記載欄

4. 受講開始前の賃金額 5. 雇用後（又は資格取得後）の賃金額

⑤ 受講開始前の賃金

6. 就職先の事業所	名 称	(雇用保険) 事業所番号	
	所 在 地		(電話番号)
7. 雇用期間中の賃金支払状況			
① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額	④ 備 考
月 日～ 月 日 (受講開始日の前日又は)		④	
月 日～ 月 日		④	
月 日～ 月 日		④	
月 日～ 月 日		④	
月 日～ 月 日		④	
上記の記載事実と異なることを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)			

⑤ 訓練受講開始前の就職先の事業主から証明してもらってください(※※)
 ただし、離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は証明を省略できます。

⑥ 雇用後（又は資格取得後）の賃金

8. 就職先の事業所	名 称	(雇用保険) 事業所番号	
	所 在 地		(電話番号)
9. 雇用期間中の賃金支払			
① 賃金支払対象期間			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
上記の記載事実と異なることを証明する。 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)			

⑥ 訓練受講開始後の就職先の事業主から証明してもらってください(※※)
 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得して、かつ、就職した日から1年が経過するまでの期間における連続する6か月間の賃金をご自身で選択した上で、就職先の事業所から証明してもらってください。

◎支給申請書には、ありのままを記入しましょう。

※ 基本的には教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書と同様に記載します。

※※ ⑤において、複数の事業主からの証明が必要な場合

一の事業所での被保険者資格を喪失した後に、他の事業所での被保険者資格を取得した場合であって、複数の事業所における賃金支払対象期間を合算し6か月間の賃金として申請する場合は、どちらか片方の事業所の証明について離職証明書の用紙を続紙として申請いただけます。

13 専門実践教育訓練給付金の支払いについて

専門実践教育訓練給付金は、**審査のうえで支給決定を受けた後、その決定された金額**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

書類不備があると支給が遅くなります。記入漏れや書類不足がないように気をつけてください。

なお、預金口座に振り込まれるのは、支給決定の約7日後となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワークの職員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、教育訓練給付金の受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワークの職員にお問い合わせください。

教育訓練支援給付金の受給手続きのながれ

離職



教育訓練支援給付金の受給資格の決定

受講開始日の2週間前までにハローワークで教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受ける必要があります(※)。また、この手続きと同時かそれよりも前に専門実践教育訓練給付金の受給資格の決定を受ける必要があります。



待期満了

受講を開始した日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は教育訓練支援給付金の支給対象となりません。



失業の認定

教育訓練支援給付金の認定日ごと(原則として2か月に1回)に教育訓練支援給付金受講証明書を提出してください。就職の有無、受講状況の実績などを確認して失業の認定を行います。

教育訓練支援給付金は基本手当と同時に給付を受けることができません。基本手当を受けることができる期間等は、基本手当の給付等が優先されます。



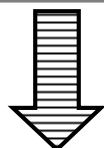
教育訓練支援給付金の支払い

失業の認定を受けた日数分の教育訓練支援給付金は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。(振込みまでの期間は金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください)



原則として2か月ごとにあなたの認定日が指定されます。

教育訓練支援給付金の手続きとは別に、専門実践教育訓練給付金の支給申請手続きも行ってください。基本手当の受給資格者は、基本手当の手続きも忘れずに行ってください。



就職

受講修了

受講修了までに専門実践教育訓練を修了する見込みがなくなった場合及び修了することができなかった場合、以降は教育訓練支援給付金は支給されません。

失業の認定

※ 受講開始日1か月前の時点で被保険者だった人が、受講開始日までに被保険者でなくなった場合は、被保険者でなくなった日の翌日から起算して1か月以内に受給資格の決定を受ける必要があります。

支給終了

14 教育訓練支援給付金の給付を受けることができる人は？

雇用保険では、専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち一定の条件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講を更に支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給します。

この教育訓練支援給付金は、専門実践教育訓練を受講する、または受講している人が仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。

教育訓練支援給付金を受給できるのは、一定の条件を満たした失業の状態にある方のみです。

以下の条件を満たさなければ、教育訓練支援給付金を受けることができません

- 一般被保険者でなくなってから1年以内に専門実践教育訓練を開始する方として、専門実践教育訓練給付金の受給資格があること。
- 専門実践教育訓練の講座を修了する見込みがあること。
- 専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること。
- 受講する専門実践教育訓練が夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないこと。
- 受給資格確認時において一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になっていないこと。
- 会社などの役員に就任していないこと（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）。
- 自治体の長に就任していないこと。
- 今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと。
- 教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日前に受けたことがある場合は、例外があります）。
- 専門実践教育訓練の受講開始日が令和9年3月31日以前であること。

※ 受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。

15 失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- 積極的に就職しようとする意思があること。
- いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として教育訓練支援給付金を受けることができません。

1. 病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業〔補償〕給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます。）
2. 妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
3. 親族の看護などですぐに就職することができない
4. 結婚して家事に専念し、就職を希望しない
5. 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
6. 自営業（準備を含みます。）をしている ※収入の有無を問いません。
7. 会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください。）
8. 就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません。）している
9. 次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます。）

保険料を負担していたのに、教育訓練支援給付金を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパート、研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合のほか、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても「就職」となる場合があります。詳しくは、「24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方」をご覧ください。

16 教育訓練支援給付金の受給資格者証の見方

◎専門実践教育訓練給付金の受給資格者証と同一の書面です

様式第33号の2の4（第101条の2の7第4号関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証

（第1面）

1. 被 保 険 者 番 号		2. 氏 名			
3. 性 別	4. 受 講 開 始 時 年 齢	5. 生 年 月 日		6. 離 職 又 は 在 職 の 別 の 表 示	
7. 住 所 又 は 居 所					
8. 支 払 方 法 （ 記 号 （ 口 座 ） 番 号 — 金 融 機 関 名 — 支 店 名 ）					
9. 支 給 番 号		10. 離 職 時 賃 金 日 額		11. 支 給 日 額	
9		10		11	
12. 指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名			13. 教 育 訓 練 施 設 の 名 称		
14. 教 育 訓 練 講 座 名					
15. 指 定 番 号		16. 実 施 方 法		17. 訓 練 期 間	
18. 受 給 資 格 確 認 年 月 日		19. 受 講 開 始 日		20. 受 講 修 了 予 定 日	
21. 登 録 資 格					
22. 登 録 訓 練 経 費					

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

9	支給番号	あなたが基本手当を受給している場合に印字されます。
10	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割った額です。
11	支給日額	あなたが受ける教育訓練支援給付金の1日分の金額です

※「3 教育訓練給付金の受給資格者証の見方」もあわせてご参照ください。

☆ 教育訓練支援給付金の受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワークへ届け出てください。

☆ 教育訓練支援給付金の受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

☆ 教育訓練支援給付金の受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。

17 教育訓練支援給付金の日額は？

- (1) **教育訓練支援給付金の日額**は、原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された**基本手当の日額に相当する額の60%**になります（少数点以下の端数は切り捨てます。）。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額（**賃金日額**）のおよそ**80%～50%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※ **基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。**

※ 令和7年3月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の80%となります。

- (2) 基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が令和7年8月1日から令和8年7月31日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
●離職時の年齢が30歳未満の方		
3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411円～4,271円
5,340円以上 13,140円以下	80%～50%	4,272円～6,570円（*1）
13,140円超 14,510円以下	50%	6,570円～7,255円
14,510円超	—	7,255円(上限額)
●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方		
3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411円～4,271円
5,340円以上 13,140円以下	80%～50%	4,272円～6,570円（*1）
13,140円超 16,110円以下	50%	6,570円～8,055円
16,110円超	—	8,055円(上限額)

*1 $y=0.8w-0.3 \{(w-5,340) / 7,800\} w$

- (3) 教育訓練支援給付金は**支給単位期間**ごとに支給します。

教育訓練支援給付金の支給単位期間は原則受講開始日から起算した2か月ごとの期間です（受講を終了する場合は、終了までの期間）。

「19スタートは教育訓練支援給付金の申込み」の※に該当する方が、「教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」を受講開始後に提出することとなった場合は、提出した日から起算した2か月ごとの期間です（受講を終了する場合は、終了までの期間）。

18 教育訓練支援給付金の支給を受けることができる期間

教育訓練支援給付金は、原則として、**専門実践教育訓練を修了する見込みをもって受講している間は、その教育訓練が終了するまで**給付を受けることができます。

この期間内の失業の状態にある日について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。

ただし、専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は、教育訓練支援給付金は支給されません（「27 基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません」）。

19 スタートは教育訓練支援給付金の申し込み

教育訓練支援給付金の手続きは、一般被保険者ではなくなってから専門実践教育訓練を開始する方が、ハローワークへ「教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」と「離職票」を提出したときからスタートします。

この手続きは原則受講開始日の2週間前まで（※）に行う必要があります。

受講開始日は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも出席第1日目とは限らない。）であって、指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日です。

この手続き開始の日を「**教育訓練支援給付金の受給資格決定日**」といいます。

この手続きと同時またはこの手続きよりも前に、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を行っている必要があります。

また、この手続きの際には、雇用保険の基本手当の受給資格があるかどうかを確認します。

（※） この期限日において一般被保険者であった場合、当該期限日後であって、受講開始日前に、一般被保険者でなくなった場合、一般被保険者でなくなってからの1か月間。

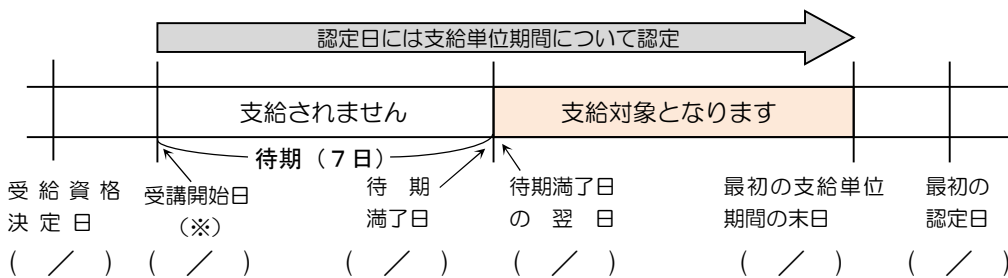
20 受講開始日からの「^{たいき}待期」

専門実践教育訓練給付金の**受講開始日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは**、教育訓練支援給付金の支給を受けることはできません。この期間のことを「**待期**」といいます。

したがって、この「**待期**」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワークで教育訓練支援給付金の失業の認定を受けた日について教育訓練支援給付金が支給されます。

21 支給が始まるのはいつ？

待期が経過（このことを「**待期満了**」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、教育訓練支援給付金の支給対象となります。



認定日に来所して、失業の認定を受けると、「**7日間**の待期」と「待期満了日の翌日から支給単位期間の末日までの失業状態」が認定され、教育訓練支援給付金の支給が始まります

※ 受講開始日は、専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも出席第1日目とは限らない。）であって、指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日です。

学校側の都合で受講開始日に変更が生じ、受講開始予定日と実際の受講開始日が異なると、その後の支給内容が変わります。受講開始日に変更がないか訓練開始直前または直後に訓練実施者に確認してください。もし開始日に変更があり、受給資格者証に記載された訓練開始日と異なることとなった場合は、すぐにハローワークへ連絡してください。

22 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワークに就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「31 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

23 教育訓練支援給付金の失業の認定とは？

教育訓練支援給付金の支給を受けるためには、**原則として1支給単位期間(2か月)に1回の指定された日**（これを**教育訓練支援給付金の失業の認定日**といいます）に、必ずあなたご自身がハローワークへ来所のうえ、専門実践教育訓練の受講状況と失業の状態であった（ある）ことを「教育訓練支援給付金受講証明書」で申告する必要があります。

「**失業の状態**」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、**失業の認定には、専門実践教育訓練の受講状況による判断基準を設けています。教育訓練支援給付金受講証明書に、失業の認定を受けようとする期間の受講状況を正しく記入して教育訓練実施者の証明を受けてください**（教育訓練支援給付金受講証明書については「24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方」

を、専門実践教育訓練の受講状況については「25 専門実践教育訓練の受講状況とは？」をご覧ください。

ハローワークでは、その申告を基にして、失業の状態にあった日について教育訓練支援給付金の失業の認定を行い、教育訓練支援給付金を支給する手続きを行います。

「教育訓練支援給付金の失業の認定日」について

あなたの教育訓練支援給付金の受給資格者証の第3面以降に、教育訓練支援給付金の失業の認定日が表示されています。

教育訓練支援給付金の失業の認定を行うたびに次の認定日を指示します。

- ※ 基本手当を受給中の方や基本手当の手続きが可能な方に対しても、基本手当とは別に教育訓練支援給付金の失業の認定日の指示をします。基本手当の受給中は教育訓練支援給付金の給付は受けられませんが、教育訓練支援給付金の失業の認定を行いますので、教育訓練支援給付金の認定日には必ずハローワークへ来てください。
- ※ 原則として住居所を管轄するハローワークで教育訓練支援給付金の失業の認定を行うことになっておりますが、本人からの申し出により、住居所管轄のハローワークが認めた場合は、他のハローワークで行うことができる場合があります。詳しくはハローワークの職員にご相談ください。

24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方

「教育訓練支援給付金受講証明書」について

教育訓練支援給付金受講証明書は、教育訓練支援給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 認定日には、①教育訓練支援給付金の受給資格者証 ②教育訓練支援給付金受講証明書 をお持ちください。
基本手当の受給資格決定を受けている場合は、③雇用保険受給資格者証もお持ちください。
- 2 教育訓練支援給付金受講証明書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**
- 3 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください（27ページの「こんな場合、申告しなければならない就職に当たる？」もあわせてご参照ください。）。
 - (1) **就職(見習・試用期間を含む)(※)した場合には、採用になった日付**
 - (2) **自営業を開始(準備期間を含む)した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動をした場合、在宅の内職をした場合等であって、これらに専念する場合はその日付**
 - (3) 会社の役員等に就任した場合はその日付
 - (4) 地方公共団体の長へ就任した場合はその日付
 - (5) 短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になった場合はその日付

ご注意ください

- ※ 「就職」に該当するか不明な場合、ハローワークの職員にご相談ください。
思い込み等により「就職」に該当しないと思って申告しなかったものが、実際は「就職」であった場合、その「就職」した日以降に受けた教育訓練支援給付金は返還しなければなりません。不明な点は必ずハローワークの職員にご相談ください。

窓口での呼び出しについて

失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

◎ 教育訓練支援給付金受講証明書には、ありのままを記入しましょう。

- ① 氏名を記載してください。
- ② 今回支給申請をする支給単位期間を記入してください。
- ③ 受講している専門実践教育訓練の講座名を記入してください。
- ④ 今回支給申請をする支給単位期間の出欠状況を記入してください。教育訓練講座を欠席した日はカレンダーに『×』を、遅刻、早退は、訓練実施日あたり2分の1以上の出席があった場合は『△』、日曜祝日等教育訓練講座が開講されなかった日は『=』を記入してください。
(「25 専門実践教育訓練の受講状況とは?」、「26 出席率はどのように計算する?」参照)
- ⑤ 欠席の理由など特記事項がある場合に記載してください。(「25 専門実践教育訓練の受講状況とは?」、「26 出席率はどのように計算する?」参照)
ここには教育訓練実施者があなたのこの講座を修了する見込みも記入します。
- ⑥ 教育訓練実施者の証明を受けてください。
- ⑦ 失業の認定を受けようとする期間中に、就職をした場合は『ア した』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、今回の支給単位期間をいいます。

就職をした日

次のページの要件を参考にして、カレンダーに○を付けてください。

※ 収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職に該当するか判断がつかない場合には、ハローワークの職員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ⑧ 就職が決まった場合には、就職(予定)年月日、就職先事業所等を正確に記入してください(見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください)。
- ⑨ 認定日の年月日を記入してください。申請者氏名欄に、氏名を記載してください。

申告しなければならない「就職」とは
(教育訓練支援給付金受講証明書のカレンダーに○印をする場合)

次の①から⑥のいずれかに該当する「就職」をした場合に申告をしてください。

- ① 雇用保険の一般被保険者となる場合
1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用の見込みがある場合に一般被保険者になります。
公務員であるという理由で雇用保険の被保険者にならない場合と、昼間学生であるという理由で雇

用保険の被保険者にならない場合も**申告をしてください**。

- ② **契約期間が7日以上**の雇用契約において**週の所定労働時間が20時間以上**、かつ、**週の就労日が4日以上**の場合
(請負契約、ボランティア契約(無償である場合を除く)等の契約であっても、契約において**継続的に就労することが明確**である場合は、「週の所定労働時間」を「**週の平均的な労働時間**」と読み替えて、就職に当たるか判断します。)
- ③ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動、在宅の内職等をした場合で、これらに専念する場合。
- ④ 会社の役員等に就任した場合
- ⑤ 地方公共団体の長への就任
- ⑥ 短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になった場合

こんな場合、申告しなければならない就職に当たる？

さきほどの①から⑥に該当しない一時的な就職や、週の所定労働時間が短い雇用契約での就職は、教育訓練支援給付金の「就職」として申告する必要はありません(基本手当の受給資格者は、基本手当の失業認定申告書に申告する必要があります。)

- ① 専門実践教育訓練の講座が開講されない**土日の2日だけ1日8時間アルバイト**をする。
アルバイトの**契約期間に定めはなく**、専門実践教育訓練の講座を受けながら続ける予定。
まず、1週間の所定労働時間が20時間未満なので雇用保険の被保険者には該当しません。
次に、契約期間は7日以上ですが、週の所定労働時間が20時間未満、労働日数も週2日なので申告すべき就職には該当しません。
もし、これが土日月の3日、1日8時間のアルバイトになると、被保険者になるため申告が必要な就職に該当します。
- ② 専門実践教育訓練の講座が終わってから、**1日4時間のアルバイトを週4日**する。
アルバイトの**契約期間に定めはなく**、専門実践教育訓練の受講を受けながら続ける予定。
まず、1週間の所定労働時間が20時間未満なので雇用保険の被保険者には該当しません。
次に、契約期間は7日以上で、労働日数も週4日ですが、週の所定労働時間が20時間未満なので申告すべき就職には該当しません。
もしこれが1日4時間週5日のアルバイトになると、被保険者になるため申告が必要な就職に該当します。
- ③ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、これらに**専念しない場合**。
専念しない場合は、申告すべき就職には該当しません。
しかし、請負、委任、ボランティア契約等の契約であって、契約において**継続的に就労することが明確**なとき(契約期間が**7日以上**の契約において**週の平均的な労働時間が20時間以上**、かつ、**週の就労日が4日以上**の場合に限る。)は**申告すべき就職**に当たります。
また、自営の場合、役員等に就任すると就職に当たります。

25 専門実践教育訓練の受講状況とは？

教育訓練支援給付金の受講状況は、原則として教育訓練支援給付金受講証明書から確認します。

欠席した日(※)は失業の状態にないものとして、その日は**教育訓練支援給付金が支給されません**。

遅刻、早退等で教育訓練の一部のみを受けた日は、その日の講座の半分以上を受けたと教育訓練実施者が認める場合、その日は**教育訓練支援給付金を支給します**。**出席率**（「26 出席率はどのように計算する？」参照）の計算においては、**1/2の割合出席したものとして扱われます**。

欠席等が多く、一度でもある支給単位期間の出席率が**80%未満**になった場合、その支給単位期間以降教育訓練支援給付金は**支給されなくなります**。

また、専門実践教育訓練を休まず受講している場合であっても、**修了の見込みがなくなった場合**はその支給単位期間以降教育訓練支援給付金が**支給されなくなります**。

※ 欠席した日のうち、次の①から④の理由で欠席した日は失業の状態にあるものとして支給します。

また、出席率の計算でも考慮されるので、教育訓練実施者に証明書を提出してください。（「26 出席率はどのように計算する？」参照）

- ① 大規模な災害が起こったこと等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合
- ② 裁判員に選任された場合等
- ③ 教育訓練支援給付金の受給資格者本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日にハローワークに来所する必要がある場合
- ④ ハローワークもしくは教育訓練実施者の指導により求職活動を行う場合または紹介に応じて求人者に面接する場合

26 出席率はどのように計算する？

出席率は次のように計算します。

出席率 = 出席日数 / (開講日数 - ①から⑤までの理由で欠席した日数) × 100

これにより計算した出席率に端数が出る場合、小数点以下の端数を切り捨てます。

出席率計算における出席日数

遅刻、早退等で教育訓練の1/2以上講座を受けた日は、1/2の割合出席したものとして出席日数を数え、出席日数の計算の最後に少数点以下の端数を切り捨てます。その後、出席率を計算します。

開講日数から差し引くことが出来る、**①から⑤までの理由**は次のとおりです。これに該当する場合は、**訓練施設あてに証明する書類を提出してください**。

- ① インフルエンザ等に感染した場合等
 - a 受給者本人がインフルエンザ等の感染症に感染した場合のほか、親族、受給者本人の同居人（親族以外の者を指す）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師が受給者本人の自宅待機が必要と判断した

場合を含みます。

(証明する書類)

原則次の(a)から(e)。

(a) 医療機関又は調剤薬局の領収書

(b) 処方箋袋(葉袋)

(c) 薬剤情報提供書(医療機関又は調剤薬局からの処方箋袋(葉袋)とともに渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙)

(d) 診療明細書

(e) 受給者本人の書面による申告書(しおりの別添 各種証明書)

b 企業実習先において受給者本人以外の者がインフルエンザ等の感染症に感染し、訓練を受講できなかった場合も同様です。

(証明する書類)

教育訓練支援給付金受講証明書にその旨証明があれば、他の証明書類は必要ありません。

② 大規模な災害が起こったこと等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合

③ 裁判員に選任された場合等

④ 教育訓練支援給付金の受給資格者本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日にハローワークに来所する必要がある場合

⑤ ハローワークまたは教育訓練実施者の指導により求職活動を行う場合もしくは紹介に応じて求人者に面接する場合

27 基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません

教育訓練支援給付金は「**基本手当が支給される期間**」は支給されません。

これは、基本手当が支給される期間については、当該基本手当で諸経費をまかなうことができるため、教育訓練支援給付金の支給を行わないものです。そのため、**実際に支給を受けたか否かにかかわらず**(※)、基本手当の受給期間内であり、基本手当の残日数の範囲内であれば、教育訓練支援給付金は「基本手当が支給される期間」であるため支給されません。

※ 基本手当の手続きを取っていない期間(離職した日の翌日から1年間)も教育訓練支援給付金は支給されません。

また、基本手当の待期の期間、給付制限の期間も教育訓練支援給付金は支給されません。

28 教育訓練支援給付金の支払いについて

教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の**失業の認定を受けた後、その認定された日数分**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります(金融機関によって振り込

みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウシヨクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワークの職員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、教育訓練支援給付金の受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いがないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワークの職員にお問い合わせください。

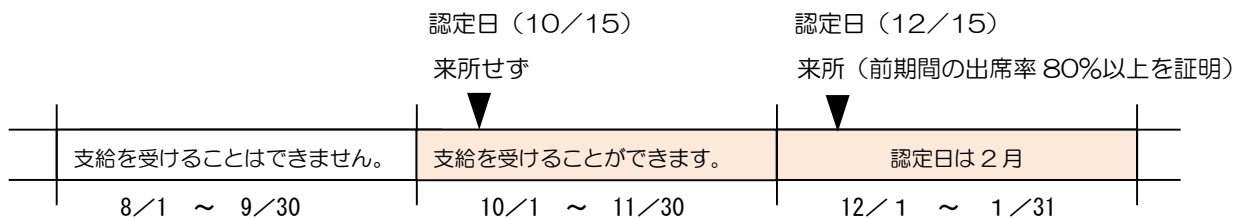
29 認定日にハローワークに来所しなかったときは？

教育訓練支援給付金の認定日にハローワークに来所することができなかった場合には、その支給単位期間については、**教育訓練支援給付金の失業の認定(教育訓練支援給付金の支給)を受けることができない場合があります。**

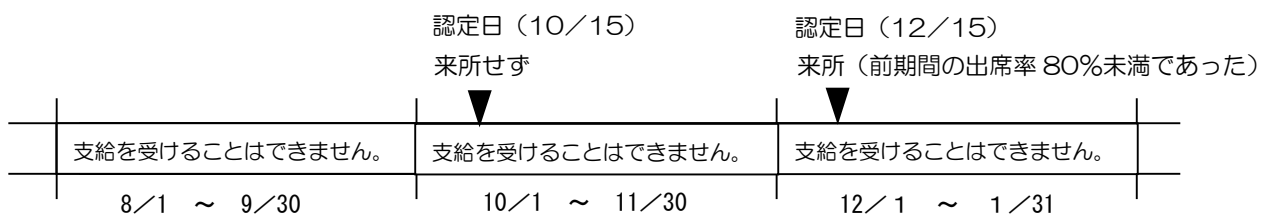
そして、次の認定日に来所して、認定日に来所しなかった分の支給単位期間について教育訓練支援給付金受講証明書により出席率が80%以上であることが証明できなければ、**その次の支給単位期間についても失業認定を受けることができません。**

以下の例を参考にしてください。

- ① 支給単位期間は8月1日から9月30日、教育訓練支援給付金の認定日は10月15日
10月15日の認定日に来所せず、次回12月15日の認定日に来所し、今回の支給単位期間と前支給単位期間の出席率が80%以上であることを証明した場合



- ② 支給単位期間は8月1日から9月30日、教育訓練支援給付金の認定日は10月15日
10月15日の認定日に来所せず、次回12月15日の認定日に来所し前期間の出席率が80%未満であった場合



10月1日から11月30日までの支給単位期間も支給を受けることができません。
また、12月1日以降も支給を受けることができません。

30 やむをえない理由で認定日に来所できない場合

所定の教育訓練支援給付金の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、特別な取り扱いとしてやむをえない理由が止んだあと7日間のうちであれば、やむをえない理由を証明する書類を添えて支給申請することができます。

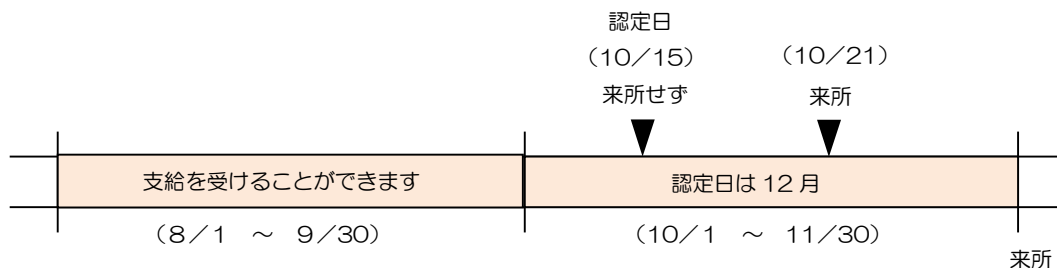
なお、この取り扱いを受ける場合には、その事実がわかる**証明書等が必要**となります（必要な証明書等については、ハローワークの窓口で指示を受けるようにしてください）。

やむを得ない理由とは？

- ☆ 求人者との面接、選考、採用試験等
- ☆ 各種国家試験または検定等資格試験の受験
- ☆ 働くことができない期間が14日以内の病気またはけが
- ☆ 本人の婚姻
- ☆ 親族の看護、危篤、死亡または婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています。）
- ☆ 子弟の入学式または卒業式
- ☆ 受講している専門実践教育訓練のカリキュラム上の定期試験や企業実習
- ☆ 融資の手続きのため労働金庫に赴く場合 などです。

たとえば

専門実践教育訓練のカリキュラム上の定期試験（10月14日～18日）のため10月15日の認定日に来所できず、定期試験終了後10月21日にその事実がわかる証明書類を持って来所した。



10月21日には8月1日から9月30日までの支給単位期間の認定を受けることができます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から③までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワークに連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

- ①働くことができない期間が14日以内の病気、けがのとき(傷病証明書)
- ②ハローワーク等の紹介により求人者との面接をしたとき(面接証明書)
- ③天災その他避けることができない事故(水害、地震、交通事故など)により来所できないとき(官公署の証明)

31 就職または事業を開始することが決まったときは？

申告をしなければならない就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む。）または事業を開始することが決まった時は、原則として、通常通りの認定日で失業の認定を行います。しかし、就職のため認定日にハローワークに来所することが困難な場合は、就職の前にハローワークに連絡をして指示を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- 教育訓練支援給付金受講証明書
- 採用証明書等

32 就職した後に、再び離職したときは？

就職した時点で基本手当の受給資格者ではなく、新しい基本手当の受給資格も得られなかった場合

当初の訓練期間内である場合には、再び教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。支給の対象となる日は離職の日の翌日からですが、離職の日の翌日以後の支給単位期間について認定日が過ぎている分は支給を受けることができません。

届け出に必要なもの

- 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

就職した時点の基本手当の受給資格がまだある場合又は新しい受給資格が得られた場合

就職した時点で基本手当の受給資格者であった方が離職後もその受給資格がある場合、または就職した事業所で被保険者となって12か月以上（解雇・倒産等で退職された方の場合は6か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、この場合には、基本手当を受けることができる期間にあるため教育訓練支援給付金を受けることはできません。

しかし、いずれの場合も基本手当の支給終了後に専門実践教育訓練を受けている場合は教育訓練支援給付金を受けることができます。

届け出に必要なもの

- 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

※ ただし、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になる就職をした場合、その離職後も教育訓練支援給付金の給付を受けることはできません。

33 氏名や住所、電話番号を変更するときは？

氏名や住所、電話番号を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワークに届け出をしてください。住所を変更した場合、教育訓練支援給付金の手続きにお越しいただく管轄のハローワークが変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- 教育訓練給付金の受給資格者証
- 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください。電話番号の変更は、証明書類は必要ありません。）
- 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

34 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族がまだ支給申請をしていない専門実践教育訓練給付金または教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から6か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワークに提出してください。

35 専門実践教育訓練給付金と教育訓練支援給付金は正しく受給しましょう

◎ 不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとするをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎ 正しく申告しないと不正受給になります。

例えば、次のような場合です。

<専門実践教育訓練給付金>

- 受講申込者が他者に当該講座を受講させ、受講申込者の名義で支給申請を行った場合。

- 講座の修了に必要な試験について、教育訓練実施者や販売代理店等から解答の提供を受けて受験した場合。受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書が交付されても、実質的に修了していないことから、専門実践教育訓練給付金の支給申請を行うことはできない。
- 教育訓練実施者、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含む。）で、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告しなかった。
- パソコン等の機材を含めた教育訓練経費の申告をした。

＜教育訓練支援給付金＞

- 出席の実績がないにもかかわらず、教育訓練支援給付金受講証明書にその実績について虚偽の申告をした。
- 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。一時的な就職は除きます。）に、そのことを教育訓練支援給付金受講証明書で申告しなかったり、採用日、雇用された事実等を偽った申告をした。
- 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（教育訓練支援給付金の支給終了後、教育訓練支援給付金を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
- 短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になったことを申告しなかった。
- 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
- 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎ ルールを守って正しく受給しましょう。

偽りその他不正の行為によって専門実践教育訓練給付金**または**教育訓練支援給付金を受けたり、受けようとしたときは、以後教育訓練給付金**及び**教育訓練支援給付金を受けられなくなる（支給停止）ばかりでなく、不正受給した金額の返還（返還命令）と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ（納付命令）、また、処罰される恐れがあります。

- どちらかの給付金で不正の行為をした場合でも、両給付金について給付を受けられなくなり、返還命令と納付命令を命ぜられることとなります。
- **支給停止**（その日以後の教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給を受ける権利がなくなります）
- **返還命令**（不正に受給した教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の金額は、全額返還しなければなりません）
- **納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**2倍に相当する額をさらに納めなければなりません**）
- 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え等**が行われることがあります。
- **悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。**

36 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った専門実践教育訓練給付金または教育訓練支援給付金に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官（佐賀労働局雇用保険審査官（福岡労働局職業安定部内） 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 6階 電話番号 092-434-9804）に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または直接雇用保険審査官に、その旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った教育訓練給付（専門実践教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金）に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

主な手続一覧

手続を必要とするとき	手続の期限	必要な書類	添付書類 及び証明者	該当ページ
(教育訓練支援給付金) 就職または事業を開始 することが決まったと き	原則として、就職日の 前日	雇用(採用年月日)証明 書、受給資格者証	就職先 事業主	38ページ
(専門実践教育訓練給付 金・教育訓練支援給付金) 氏名や住所等を変更し たとき	次の認定日まで(他の ハローワーク等の管轄 地域へ移転するとき は事前に)	受給資格者氏名・住所 変更届、受給資格者証	住民票等	39ページ

「雇用年月日」についての注意事項

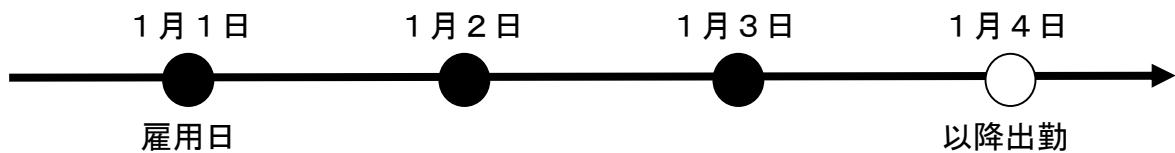
- ① まず、社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた

「在籍となる初日」のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。

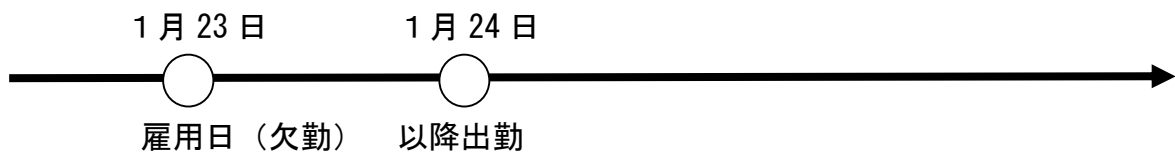
(例1) 雇用年月日が休祝日に当たる場合

●日は会社休業日



※ 1月1日が雇用年月日

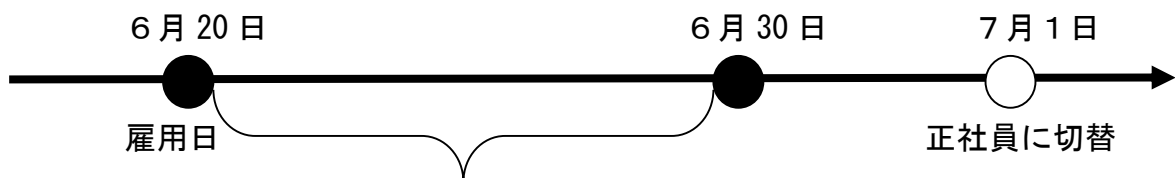
(例2) 出勤すべき初日に欠勤された場合



※ 1月23日が雇用年月日

- ② 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含まれます。

(例3) 正社員に切替前に、臨時・パート・試用期間・アルバイト等がある場合



臨時、パート、試用期間、アルバイト等の期間

※ 6月20日が雇用年月日

面接証明書

住所

氏名

上記の者について、以下のとおり、当社の採用試験(面接)を行いました。

採用試験(面接) 実施日時	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地

名称

事業所

代表者名

電話番号

傷病証明書

被保険者番号

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

傷病等の状態 及びその程度	
傷病等のため職 業に就くことができ なかったと認めら れる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

上記のとおり証明します。

年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地

医師又は
診療担当者名

離職状況証明書

(雇用保険未加入者用)

申請者が記入	フリガナ		昭和 年 月 日 平成
	氏名	生年月日	
	住所	〒 _____ Tel (_____) _____	

事業主が記入してください。	雇用年月日	令和 年 月 日	離職年月日	令和 年 月 日	
	離職理由 …… 該当するものを○で囲み、具体的な事情を記載してください。				
	イ 解雇	ロ 倒産による退職	ハ 契約期間満了	具体的な事情	
	ニ 事業主の勧奨による退職	ホ 定年(歳)			
ヘ 定年(歳)後の勤務延長又は再雇用の終了(歳)					
ト その他					
上記のとおり相違ないことを証明します。					
令和 年 月 日					
公共職業安定所長 殿					
事業所の所在地及び名称					
事業主氏名 _____					

※ 事業主の方へお願い

- 1 この証明は、貴事業所で雇入れた方のうち、雇用保険被保険者として資格取得をされなかった方についてご記入ください。
- 2 雇入年月日・離職年月日については、試用期間・研修期間等があった場合には、その期間を含めてご記入ください。
- 3 雇用保険に加入いただいている場合は、離職票Ⅰ・Ⅱをご使用ください。

【安定所記載欄】

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書

感染症に感染した者 (該当する番号に○をつける。)	1 受講者本人 2 親族(*) (受講者との続柄:) 3 同居人 <small>注) 2 の親族の場合は、続柄を記載すること。</small>
診察日	令和 年 月 日
病院名	
病院所在地 (電話番号)	
医師又は担当医療機関関係者から自宅待機が必要と指示された感染症の名称・その指示内容 (**)(***)	感染症の名称： 診察時における医師の指示内容：
※診療明細書が発行されなかった場合に、受けた診療の内容を記入してください。	
上記感染症により訓練を欠席した期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 日間

*親族とは民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいいます。詳しくは裏面を御確認ください。

** 学校保健安全法施行規則 (昭和 33 年文部省令第 18 号) 第 18 条に規定する感染症に限ります。詳しくは裏面を御確認ください。

*** 受講者本人以外の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関から受講者本人も含めて自宅待機が必要と指示された場合は、その親族又は同居人が感染した感染症の名称及び指示された内容を具体的に記載してください。

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

(訓練施設の長)

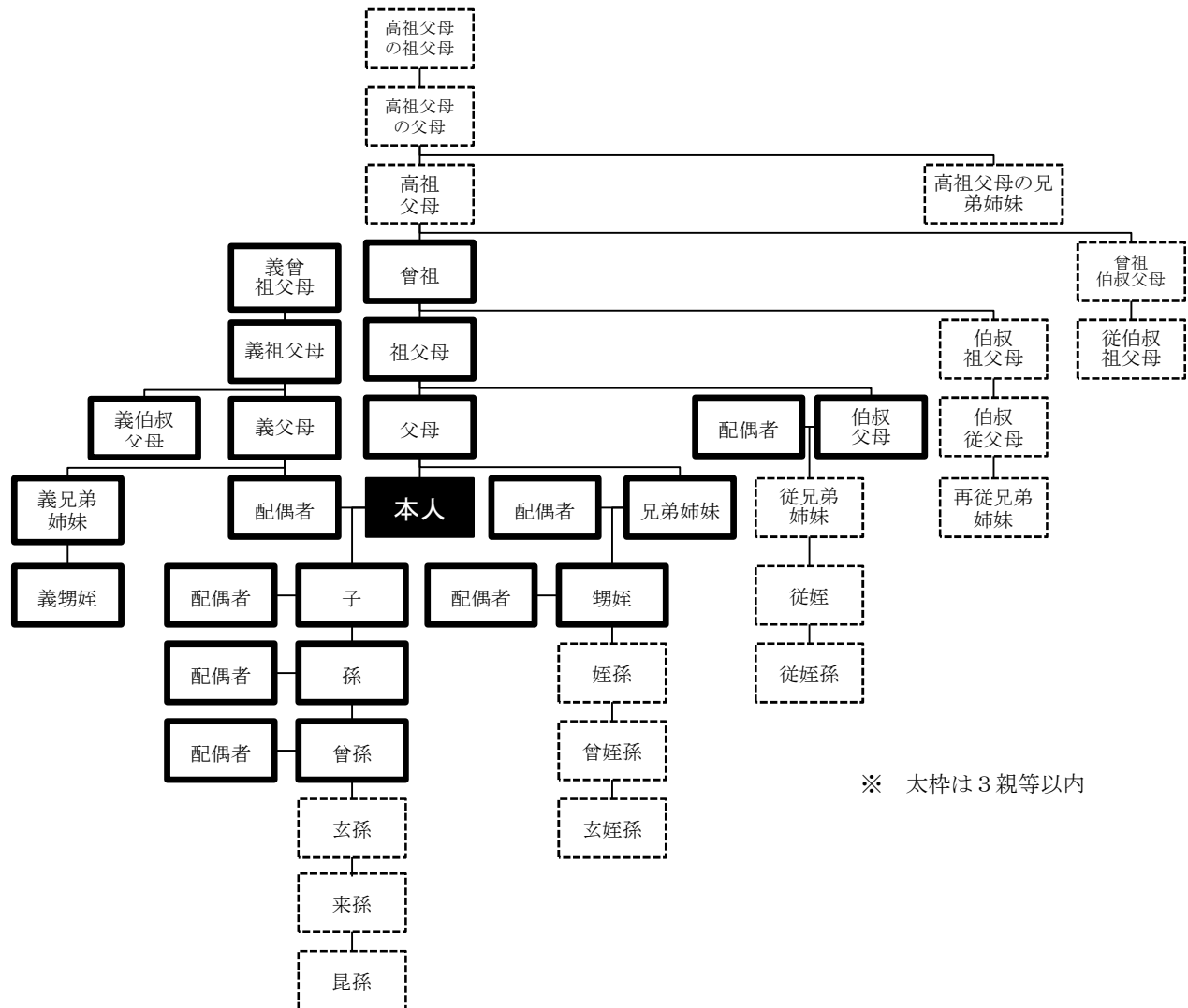
殿

令和 年 月 日

(フリガナ) 受講者氏名	
住 所 (電話番号)	(電話番号) — —
教育訓練実施者名 教育訓練施設名 講座名及び指定番号	

※ 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練支援給付金及び教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

* 親族の範囲（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）



※ 太枠は 3 親等以内

** 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）
- 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ○百日咳 ○麻しん（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱） ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ
- 細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○腸チフス ○バラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型新型コロナウイルス感染症）、指定感染症及び新感染症

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書

感染症に感染した者 (該当する番号に○をつける。)	1 受講者本人 2 親族(*) (受講者との続柄:) 3 同居人 <small>注) 2の親族の場合は、続柄を記載すること。</small>
診察日	令和 年 月 日
病院名	
病院所在地 (電話番号)	
医師又は担当医療機関関係者から自宅待機が必要と指示された感染症の名称・その指示内容 (**)(***)	(赤字: 記載例) 感染症の名称: 新型インフルエンザ 診察時における医師の指示内容: 母が新型インフルエンザに感染している又はその可能性が高いことから、私も含めて○日間程度自宅で安静にしたほうがよいと言われました。
※ <u>診療明細書が発行されなかった場合に</u> 、受けた診療の内容を記入してください。	医師からどのような診察を受けたのか記載する欄。 記載する項目としては、①医師からどのような質問がなされ、②その結果どのような身体所見(視診・聴診等)がなされたのかといった項目を想定。
上記感染症により訓練を欠席した期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 日間

*親族とは民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。詳しくは裏面を御確認ください。

**学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症に限ります。詳しくは裏面を御確認ください。

***受講者本人以外の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関から受講者本人も含めて自宅待機が必要と指示された場合は、その親族又は同居人が感染した感染症の名称及び指示された内容を具体的に記載してください。

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

(訓練施設の長)

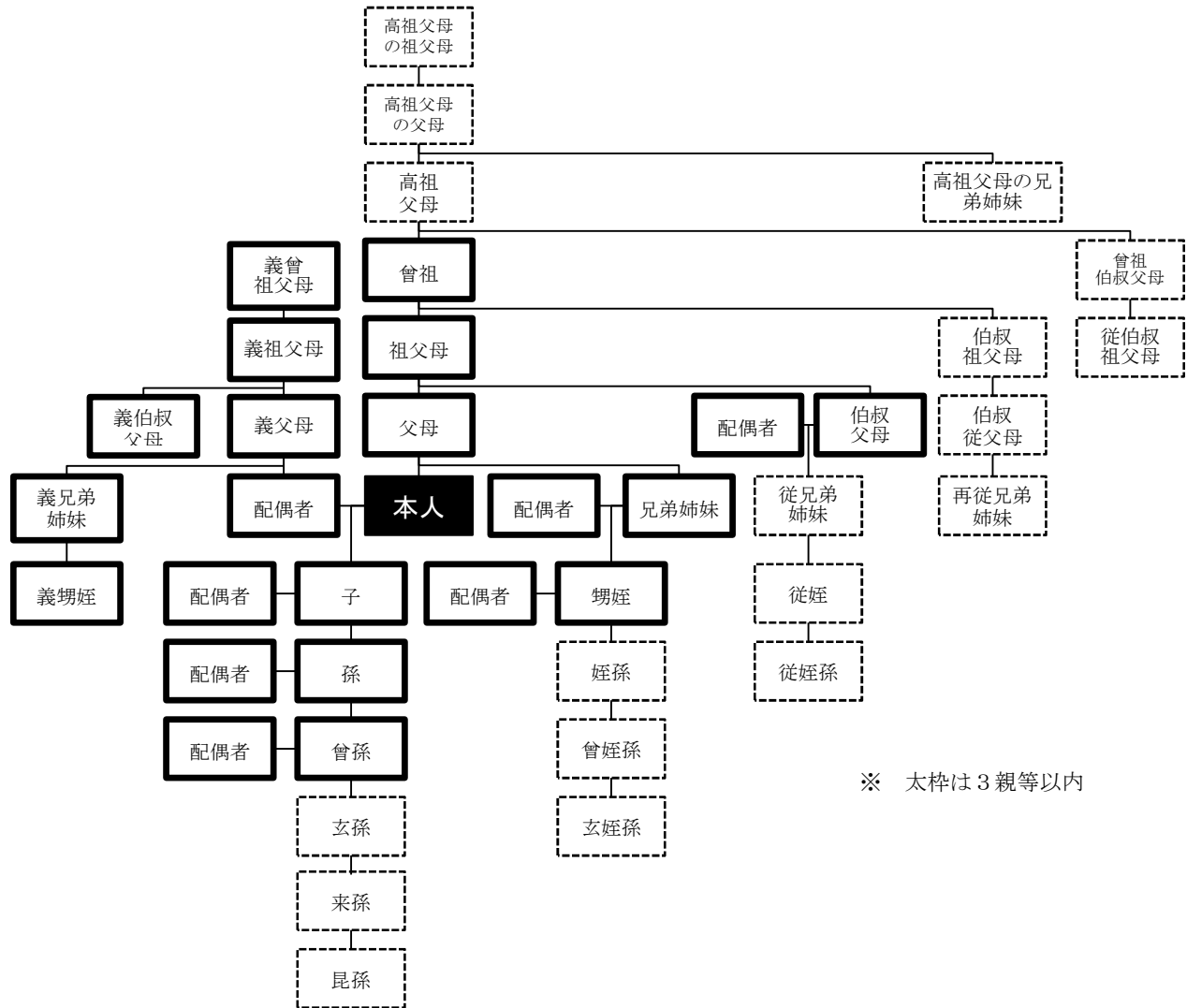
殿

令和 年 月 日

(フリガナ) 受講者氏名	
住 所 (電話番号)	(電話番号) - -
教育訓練実施者名 教育訓練施設名 講座名及び指定番号	

※ 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練支援給付金及び教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

* 親族の範囲（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）



※ 太枠は 3 親等以内

** 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）
- 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ○百日咳 ○麻しん（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱） ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ
- 細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症）、指定感染症及び新感染症

令和7年（2025年）

曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土				
1	1				1	2	3	4	5	2					1	2	3	9	4		1	2	3	4	5	6				
	2	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9	10		1	7	8	9	10	11	12	13				
	3	12	13	14	15	16	17	18		4	11	12	13	14	15	16	17		2	14	15	16	17	18	19	20				
	4	19	20	21	22	23	24	25		1	18	19	20	21	22	23	24		3	21	22	23	24	25	26	27				
	1	26	27	28	29	30	31	2		25	26	27	28	29	30	31	4		28	29	30									
2	1							1	6	3	1	2	3	4	5	6	7	10	4							1	2	3	4	
	2	2	3	4	5	6	7	8		4	8	9	10	11	12	13	14		1	5	6	7	8	9	10	11				
	3	9	10	11	12	13	14	15		1	15	16	17	18	19	20	21		2	12	13	14	15	16	17	18				
	4	16	17	18	19	20	21	22		2	22	23	24	25	26	27	28		3	19	20	21	22	23	24	25				
	1	23	24	25	26	27	28	3		29	30					4	26		27	28	29	30	31							
3	1							1	7	3			1	2	3	4	5	11	4								1	2	3	4
	2	2	3	4	5	6	7	8		4	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8				
	3	9	10	11	12	13	14	15		1	13	14	15	16	17	18	19		2	9	10	11	12	13	14	15				
	4	16	17	18	19	20	21	22		2	20	21	22	23	24	25	26		3	16	17	18	19	20	21	22				
	1	23	24	25	26	27	28	29		3	27	28	29	30	31		4		23	24	25	26	27	28	29					
2	30	31													1	30														
4	2			1	2	3	4	5	8	3						1	2	12	1		1	2	3	4	5	6				
	3	6	7	8	9	10	11	12		4	3	4	5	6	7	8	9		2	7	8	9	10	11	12	13				
	4	13	14	15	16	17	18	19		1	10	11	12	13	14	15	16		3	14	15	16	17	18	19	20				
	1	20	21	22	23	24	25	26		2	17	18	19	20	21	22	23		4	21	22	23	24	25	26	27				
	2	27	28	29	30					3	24	25	26	27	28	29	30		1	28	29	30	31							
4	31																													

※ 祝日及び振替休日については、変更の可能性あり

令和8年（2026年）

曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型 週型		日	月	火	水	木	金	土			
1	1					1	2	3	5	2					1	2	9	4			1	2	3	4	5				
	2	4	5	6	7	8	9	10		3	3	4	5	6	7	8		9	1	6	7	8	9	10	11	12			
	3	11	12	13	14	15	16	17		4	10	11	12	13	14	15		16	2	13	14	15	16	17	18	19			
	4	18	19	20	21	22	23	24		1	17	18	19	20	21	22		23	3	20	21	22	23	24	25	26			
	1	25	26	27	28	29	30	31		2	24	25	26	27	28	29		30	4	27	28	29	30						
3	31							3	31																				
2	2	1	2	3	4	5	6	7	6	3			1	2	3	4	5	6	10	4							1	2	3
	3	8	9	10	11	12	13	14		4	7	8	9	10	11	12	13	1		4	5	6	7	8	9	10			
	4	15	16	17	18	19	20	21		1	14	15	16	17	18	19	20	2		11	12	13	14	15	16	17			
	1	22	23	24	25	26	27	28		2	21	22	23	24	25	26	27	3		18	19	20	21	22	23	24			
		29	30							3	28	29	30				4	25		26	27	28	29	30	31				
3	2	1	2	3	4	5	6	7	7	3				1	2	3	4	11	1		1	2	3	4	5	6	7		
	3	8	9	10	11	12	13	14		4	5	6	7	8	9	10	11		2	8	9	10	11	12	13	14			
	4	15	16	17	18	19	20	21		1	12	13	14	15	16	17	18		3	15	16	17	18	19	20	21			
	1	22	23	24	25	26	27	28		2	19	20	21	22	23	24	25		4	22	23	24	25	26	27	28			
	2	29	30	31						3	26	27	28	29	30	31	1		29	30									
4	2			1	2	3	4	8	3						1	2	12	1		1	2	3	4	5					
	3	5	6	7	8	9	10		11	4	2	3	4	5	6	7		8	2	6	7	8	9	10	11	12			
	4	12	13	14	15	16	17		18	1	9	10	11	12	13	14		15	3	13	14	15	16	17	18	19			
	1	19	20	21	22	23	24		25	2	16	17	18	19	20	21		22	4	20	21	22	23	24	25	26			
	2	26	27	28	29	30				3	23	24	25	26	27	28		29	1	27	28	29	30	31					
4	31																												

※ 祝日及び振替休日については、変更の可能性あり

ハローワーク（公共職業安定所）等一覧

ハローワーク等名	所在地 電話番号	管轄区域
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15 電話【代表】(0952) 24-4361 【給付課】(0952) 24-4305 ※敷地内に一般の方の駐車場はございません。 駐車場は、「永池本店駐車場」を準備していますので、ご利用ください。 (なお、駐車券をハローワークまでお持ちください)	佐賀市、小城市、神崎市、多久市
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193 電話(0955) 72-8609	唐津市、東松浦郡玄海町
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9 電話(0954) 22-4155	武雄市、杵島郡大町町・江北町 ・白石町(ハローワーク鹿島の管轄区域を除く)
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25 電話(0955) 23-2131	伊万里市、西松浦郡有田町
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073 電話【代表】(0942) 82-3108 【雇保課】(0942) 82-3461	鳥栖市、神埼郡吉野ヶ里町、 三養基郡基山町・上峰町・みやき町
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3 電話(0954) 62-4168	鹿島市、嬉野市、藤津郡太良町、 杵島郡白石町のうち、新開・牛屋・坂田・新明・ 田野上・戸ヶ里・深浦・辺田

○ヤングハローワークSAGA 概ね45歳未満の方の職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒840-0834 佐賀市八幡小路2番3号
電話(0952) 24-2616 【平日：9時30分～18時00分 土日祝・年末年始は休み】

○多久市ふるさとハローワーク 職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒846-0002 多久市北多久町小侍5769(多久市まちづくり交流センター「あいばれっと」内)
電話(0952) 75-2144 【平日：9時00分～17時00分 土日祝・年末年始は休み】

○佐賀市福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」 職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒840-8501 佐賀市栄町1-1 佐賀市役所内
電話(0952) 40-7266 【平日：9時00分～16時00分 土日祝・年末年始は休み】

○唐津市福祉・就労支援コーナー「ココカラ(ここから)」 職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒847-0013 唐津市南城内1-1(大手口センタービル3階「市民交流プラザ」内)
電話(0955) 72-9143 【平日：9時00分～16時30分 土日祝・年末年始は休み】

○鳥栖市就労支援センター「ジョブナビ鳥栖」 職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒841-0052 鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市役所南別館1階
電話(0942) 50-0008 【平日：9時00分～16時30分 土日祝・年末年始は休み】

労働基準監督署

- ・佐賀労働基準監督署 電話(0952) 32-7141 (管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡、三養基郡)
- ・唐津労働基準監督署 電話(0955) 73-2179 (管轄区域：唐津市、東松浦郡)
- ・武雄労働基準監督署 電話(0954) 22-2165 (管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡)
- ・伊万里労働基準監督署 電話(0955) 23-4155 (管轄区域：伊万里市、西松浦郡)

その他の機関等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター佐賀)
所在地：〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮字二本松1042-2
電話(0952) 26-9497

年金事務所

- ・佐賀年金事務所 電話(0952) 31-4191 (管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡、三養基郡)
- ・唐津年金事務所 電話(0955) 72-5161 (管轄区域：唐津市、伊万里市、東松浦郡)
- ・武雄年金事務所 電話(0954) 23-0121 (管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡)